

令和 6 年 6 月行田市議会定例会 条例案新旧対照表

番 号	件 名	ページ
議案第 3 7 号	専決処分の承認を求めるについて（行田市税条例の一部を改正する条例）	1 ～ 23
議案第 3 8 号	専決処分の承認を求めるについて（行田市都市計画税条例の一部を改正する条例）	24 ～ 28
議案第 3 9 号	専決処分の承認を求めるについて（行田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	29 ～ 30
議案第 4 6 号	行田市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例	31
議案第 4 7 号	行田市防災会議条例の一部を改正する条例	32
議案第 4 8 号	行田市商工センター条例の一部を改正する条例	33 ～ 38
議案第 5 0 号	行田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	39 ～ 40
議案第 5 1 号	行田市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例	41
議案第 5 2 号	行田市産業文化会館条例の一部を改正する条例	42 ～ 45

行田市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
(市民税の減免) 第34条 (略) 2 前項の規定により市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。<u>ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</u> (1)～(3) (略) 3 第1項の規定により市民税の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 (固定資産税の減免) 第57条 (略) 2 前項の規定により固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。<u>ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</u> (1)～(5) (略) 3 第1項の規定により固定資産税の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 (特別土地保有税の減免)	(市民税の減免) 第34条 (略) 2 前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(3) (略) 3 第1項の規定によって市民税の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合において、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 (固定資産税の減免) 第57条 (略) 2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(5) (略) 3 第1項の規定によって固定資産税の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合において、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 (特別土地保有税の減免)

改正後	改正前
第111条の3 (略) 2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。<u>ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</u> (1)～(3) (略) 3 第1項の規定により特別土地保有税の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 附 則 (特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例) 第2条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、<u>法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第27条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。</u> <u>(令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除)</u> 第3条の5 <u>令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第3条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第27条の3、第27条の5から第27条の8まで、附則第3条第1項、附則第3条の3の2第1項、前条、附則第4条の2第2項及び附則第5条の2の規定を適</u>	第111条の3 (略) 2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(3) (略) 3 第1項の規定によって特別土地保有税の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 附 則 (特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例) 第2条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、<u>法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第27条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。</u>

改正後	改正前
<u>用した場合の所得割の額から控除する。</u> <u>2 前項の規定の適用がある場合における第27条の6第2項、第33条の9第1項及び前条の規定の適用については、第27条の6第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第33条の9第1項中「課した」とあるのは「附則第3条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「、附則第3条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。</u> <u>(令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例)</u> <u>第3条の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第32条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。</u> <u>(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額（法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期</u>	

改正後	改正前
<u>分金額」という。)に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第31条第1項に規定する第1期の納期（以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。）においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。</u> (2) <u>特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはしないものとし、第31条第1項に規定する第2期の納期（以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。）においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第31条第1項に規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）及び同条第1項に規定する第4期の納期（以下この項において「第4期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。</u> (3) <u>特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはしないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。</u> (4) <u>特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはしないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。</u>	

改正後	改正前
2 <u>令和6年度分の個人の市民税（第1期納期から第33条の5第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。</u> <u>（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）</u> <u>第3条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第33条の6第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。</u> <u>(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（附則第3条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第33条の6第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。）の合算額（以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を2で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たな</u>	

改正後	改正前
<u>い場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）並びに第33条の7に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。）は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</u> (2) <u>特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</u> (3) <u>特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額</u>	

改正後	改正前
<u>は、第１期納期及び第２期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の１０月１日から１１月３０日までの間においてはその者の第１期分金額、その者の第２期分金額及びその者の１０月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年１２月１日から翌年の３月３１日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</u> <u>(4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第１期分金額、その者の第２期分金額及びその者の１０月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第１期分金額、その者の第２期分金額、その者の１０月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第１期納期及び第２期納期並びに当該年度の初日の属する年の１０月１日から１１月３０日までの間における税額はないものとし、同年１２月１日から翌年の１月３１日までの間においてはその者の第１期分金額、その者の第２期分金額、その者の１０月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年２月１日から３月３１日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</u> <u>(5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第１期分金額、その者の第２期分金額、その者の１０月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第１期納期及び第２期納期並びに当該年度の初日の属する年の１０月１日から翌年の１月３１日までの間における税額はないものとし、同年２月１日から３月３１日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。</u> <u>２ 前項の規定の適用がある場合における第３３条の８の規定の適用については、同条第２項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の１０月１日から翌年の３月３１日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは「附則第３条の７第１項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。</u>	

改正後	改正前
<u>3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。</u> <u>(1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第33条の9第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</u> <u>(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないうものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</u> <u>(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年</u>	

改正後	改正前
<u>の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第33条の9第2項の規定により読み替えられた第33条の6第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。</u> <u>4 前項の規定の適用がある場合における第33条の8の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは「附則第3条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。</u> <u>5 令和6年度分の個人の市民税につき第33条の10第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。</u> <u>(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)</u> <u>第3条の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第27条の3、第27条の5から第27条の8まで、附則第3条第1項、附則第3条の3の2第1項、附則第3条の4、附則第4条の2第2項及び附則第5条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</u> <u>(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)</u> 第4条 (略) 2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第29条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第26条から第27条の3まで、第27条の5から第27条の7まで、附則第3条	(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例) 第4条 (略) 2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第29条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第26条から第27条の3まで、第27条の5から第27条の7まで、附則第3条

改正後	改正前
第1項、附則第3条の3第1項、附則第3条の3の2第1項及び<u>附則第3条の4</u>の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。 3 前項の規定の適用がある場合における第27条の8第1項、<u>附則第3条の5第1項及び前条</u>の規定の適用については、<u>第27条の8第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第4条第2項」と、附則第3条の5第1項中「附則第4条の2第2項」とあるのは「附則第4条第2項、附則第4条の2第2項」と、前条中「附則第4条の2第2項」とあるのは「次条第2項、附則第4条の2第2項」とする。</u> <u>(令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例)</u> <u>第5条の3 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第27条の2の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。</u> 2 前項前段の場合において、第27条の2の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうちに同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったも	第1項、附則第3条の3第1項、附則第3条の3の2第1項及び<u>前条</u>の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。 3 前項の規定の適用がある場合における第27条の8第1項の規定の適用については、<u>同項中「前3条」とあるのは、「前3条並びに附則第4条第2項」とする。</u>

改正後	改正前
<u>のとみなす。</u> <u>3 第1項の規定は、令和6年度分の第29条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第29条の3第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。</u> （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合） 第6条の2 （略） 2～7 （略） <u>8 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、7分の6とする。</u> <u>9 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</u> <u>10 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</u> <u>11 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</u> <u>12 法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</u> <u>13 法附則第15条第25項第4号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</u> <u>14 法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</u>	（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合） 第6条の2 （略） 2～7 （略） <u>8 法附則第15条第25項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</u> <u>9 法附則第15条第25項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</u> <u>10 法附則第15条第25項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</u> <u>11 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</u> <u>12 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</u> <u>13 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</u>

改正後	改正前
<u>15</u> (略) 16 <u>法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</u> 17 <u>法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</u> <u>18 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</u> <u>19 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</u> <u>20 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</u> <u>21</u> (略) <u>22</u> (略) (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第6条の3 (略) 2 (略) <u>3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住</u>	<u>14</u> (略) <u>15 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</u> 16 <u>法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</u> 17 <u>法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</u> <u>18 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</u> <u>19 法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</u> <u>20</u> (略) <u>21</u> (略) (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第6条の3 (略) 2 (略)

改正後	改正前
<u>宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。</u> <u>4</u> (略) <u>5</u> (略) <u>6</u> (略) <u>7</u> (略) <u>8</u> 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則<u>附則第7条第9項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(7) (略) <u>9</u> 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則<u>附則第7条第10項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(6) (略) <u>10</u> 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則<u>附則第7条第11項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(6) (略)	<u>3</u> (略) <u>4</u> (略) <u>5</u> (略) <u>6</u> (略) <u>7</u> 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則<u>附則第7条第8項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(7) (略) <u>8</u> 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則<u>附則第7条第9項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(6) (略) <u>9</u> 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則<u>附則第7条第10項各号に規定する</u>書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(6) (略)

改正後	改正前
<u>1 1</u> 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(6) (略) <u>1 2</u> 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(5) (略) <u>1 3</u> 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(4) (略) (5) 施行規則附則第7条第18項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用 (6) (略) <u>1 4</u> (略)	<u>1 0</u> 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(6) (略) <u>1 1</u> 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(5) (略) <u>1 2</u> 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(4) (略) (5) 施行規則附則第7条第17項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用 (6) (略) <u>1 3</u> (略)

改正後	改正前
(土地に対して課する<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義</u>) 第7条 次条から附則第12条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。 (1)～(7) (略) (8) 平成5年度適用市街化区域農地 <u>法附則第19条の3第4項</u> (<u>令和7年度又は令和8年度における土地の価格の特例</u>) 第7条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第46条の規定にかかわらず、<u>令和7年度分又は令和8年度分の固定資産税に限り</u>、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。 2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地</u>であって、<u>令和8年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるもの</u>に対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第46条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。 (宅地等に対して課する<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例</u>) 第8条 宅地等に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は</u>、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該	(土地に対して課する<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義</u>) 第7条 次条から附則第12条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。 (1)～(7) (略) (8) 平成5年度適用市街化区域農地 <u>法附則第19条の3第5項</u> (<u>令和4年度又は令和5年度における土地の価格の特例</u>) 第7条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第46条の規定にかかわらず、<u>令和4年度分又は令和5年度分の固定資産税に限り</u>、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。 2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地</u>であって、<u>令和5年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるもの</u>に対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第46条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。 (宅地等に対して課する<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例</u>) 第8条 宅地等に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は</u>、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該

改正後	改正前
年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分</u>の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分</u>の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分</u>の固定資産税の額は、第1	年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5）を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る<u>令和4年度分及び令和5年度分</u>の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る<u>令和4年度分及び令和5年度分</u>の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分</u>の固定資産税の額は、第1

改正後	改正前
項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は</u>、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。 （農地に対して課する<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例</u>） 第9条 農地に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は</u>、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。	項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は</u>、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。 （農地に対して課する<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例</u>） 第9条 農地に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は</u>、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。<u>以下この項において同じ。</u>）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（<u>令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額</u>）を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

改正後	改正前
(略) (市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例) 第10条 (略) 2・3 (略) 第11条 市街化区域農地に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。</u>	(略) (市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例) 第10条 (略) 2・3 (略) 4 <u>令和2年度分の固定資産税について行田市税条例等の一部を改正する条例（令和3年条例第15号）による改正前の行田市税条例（以下「令和3年改正前の条例」という。）附則第10条第3項において準用する同条第1項ただし書の規定の適用を受けた市街化区域農地に対して課する令和3年度分の固定資産税の額は、前項の規定により算定した当該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る令和2年度分の固定資産税に係る令和3年改正前の条例附則第10条第3項において準用する同条第1項ただし書に規定する固定資産税の課税標準となるべき額を当該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、当該固定資産税額とする。</u> 第11条 市街化区域農地に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。）を</u>

改正後	改正前
2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分</u>の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。 （免税点の適用に関する特例） 第12条 附則第8条、第9条、第10条又は第11条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第47条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額は、附則第8条、第9条又は第11条の規定の適用を受ける宅地等、農地又は市街化区域農地についてはこれらの規定に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額によるものとし、附則第10条の規定の適用を受ける市街化区域農地（附則第11条の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。）については、附則第10条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）に規定するその年度分の課税標準となるべき額によるものとする。 （特別土地保有税の課税の特例） 第13条 附則第8条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第7条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する<u>令和6年度から令和8年度まで</u>の各年度分の特別土地保有税については、第109条第1号及び第112条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは「<u>当該年度分</u>の固定資産税に係る附則第8	超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。 2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る<u>令和4年度分及び令和5年度分</u>の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。 （免税点の適用に関する特例） 第12条 附則第8条、第9条、第10条又は第11条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第47条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額は、附則第8条、第9条又は第11条の規定の適用を受ける宅地等、農地又は市街化区域農地についてはこれらの規定に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額によるものとし、附則第10条の規定の適用を受ける市街化区域農地（附則第11条の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。）については、附則第10条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）<u>又は第4項</u>に規定するその年度分の課税標準となるべき額によるものとする。 （特別土地保有税の課税の特例） 第13条 附則第8条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第7条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する<u>令和3年度から令和5年度まで</u>の各年度分の特別土地保有税については、第109条第1号及び第112条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「<u>当該年度分</u>の固定資産税に係る附則第8

改正後	改正前
第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。 2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和9年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第109条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。 3～5 （略） （上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例） 第14条の3 （略） 2 （略） 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) （略） <u>(5) 附則第3条の5及び附則第3条の8の規定の適用については、附則第3条の5第1項及び附則第3条の8中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> （土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例） 第14条の4 （略） 2 （略） 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。	条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。 2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和6年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第109条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。 3～5 （略） （上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例） 第14条の3 （略） 2 （略） 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) （略） （土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例） 第14条の4 （略） 2 （略） 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

改正後	改正前
(1)～(4) (略) <u>(5) 附則第3条の5及び附則第3条の8の規定の適用については、附則第3条の5第1項及び附則第3条の8中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> 4 (略) (長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例) 第15条 (略) 2 (略) 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) (略) <u>(5) 附則第3条の5及び附則第3条の8の規定の適用については、附則第3条の5第1項及び附則第3条の8中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第15条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> (短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例) 第16条 (略) 2～4 (略) 5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) (略) <u>(5) 附則第3条の5及び附則第3条の8の規定の適用については、附則第3条の5第1項及び附則第3条の8中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u>	(1)～(4) (略) 4 (略) (長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例) 第15条 (略) 2 (略) 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) (略) (短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例) 第16条 (略) 2～4 (略) 5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) (略)

改正後	改正前
(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例) 第17条 (略) 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) (略) <u>(5) 附則第3条の5及び附則第3条の8の規定の適用については、附則第3条の5第1項及び附則第3条の8中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> (先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例) 第18条 (略) 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) (略) <u>(5) 附則第3条の5及び附則第3条の8の規定の適用については、附則第3条の5第1項及び附則第3条の8中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> (特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第18条の2 (略) 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) (略) <u>(5) 附則第3条の5及び附則第3条の8の規定の適用については、附則第3条の5第1項及び附則第3条の8中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u>	(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例) 第17条 (略) 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) (略) (先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例) 第18条 (略) 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) (略) (特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第18条の2 (略) 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) (略)

改正後	改正前
3・4 (略) 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) (略) <u>(5) 附則第3条の5及び附則第3条の8の規定の適用については、附則第3条の5第1項及び附則第3条の8中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> (条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第18条の3 (略) 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) (略) <u>(5) 附則第3条の5及び附則第3条の8の規定の適用については、附則第3条の5第1項及び附則第3条の8中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> 3・4 (略) 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) (略) <u>(5) 附則第3条の5及び附則第3条の8の規定の適用については、附則第3条の5第1項及び附則第3条の8中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> 6 (略)	3・4 (略) 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) (略) (条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第18条の3 (略) 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) (略) 3・4 (略) 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) (略) 6 (略)

行田市都市計画税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
附 則 1・2 (略) (<u>法附則第15条第32項の条例で定める割合</u>) <u>3 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</u> (<u>法附則第15条第37項の条例で定める割合</u>) <u>4 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</u> (<u>法附則第15条第38項の条例で定める割合</u>) <u>5 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</u> (<u>法附則第15条第42項の条例で定める割合</u>) 6 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 7 (略) (宅地等に対して課する<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例</u>) 8 宅地等に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額</u>は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市	附 則 1・2 (略) (<u>法附則第15条第32項の条例で定める割合</u>) <u>3 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</u> (<u>法附則第15条第33項の条例で定める割合</u>) <u>4 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</u> (<u>法附則第15条第38項の条例で定める割合</u>) <u>5 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</u> (<u>法附則第15条第43項の条例で定める割合</u>) 6 法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 7 (略) (宅地等に対して課する<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例</u>) 8 宅地等に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額</u>は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市

改正後	改正前
計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。 9 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額</u>は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。 10 附則第8項の規定の適用を受ける宅地等に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額</u>は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第8項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。	計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5（<u>商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5</u>）を乗じて得た額を加算した額（<u>令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額</u>）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。 9 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る<u>令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額</u>は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。 10 附則第8項の規定の適用を受ける宅地等に係る<u>令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額</u>は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第8項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

改正後	改正前
1 1 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第8項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</u> 1 2 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第8項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</u> （農地に対して課する<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例</u>） 1 3 農地に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。</u>	1 1 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第8項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</u> 1 2 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第8項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</u> （農地に対して課する<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例</u>） 1 3 農地に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項において同じ。）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。</u>

改正後	改正前
(略) (市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例) 1 4 (略) 1 5 市街化区域農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、前項の規定により市税条例附則第10条の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。 1 6 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。	(略) (市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例) 1 4 (略) 1 5 市街化区域農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、前項の規定により市税条例附則第10条の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。 1 6 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る令和4年度分及び令和5年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

改正後	改正前
(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等) 17 (略) 18 附則第8項及び第10項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第8項及び第11項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<u>附則第9項、第11項及び第12項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第11項から第13項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第13項の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第14項から第16項までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、附則第15項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。</u> 19 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、<u>第31項から第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項、</u>第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。	(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等) 17 (略) 18 附則第8項及び第10項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第8項及び第11項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<u>附則第8項、第9項、第11項及び第12項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第11項から第13項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第13項の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第14項から第16項までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、附則第15項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。</u> 19 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、<u>第31項から第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項、</u>第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

行田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
(国民健康保険税の減額) 第20条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに規定する額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに規定する額を減額して得た額（当該減額して得た額が22万円を超える場合には、22万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からウに規定する額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 (1) (略) (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>29万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～ウ (略) (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>54万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア～ウ (略)	(国民健康保険税の減額) 第20条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに規定する額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに規定する額を減額して得た額（当該減額して得た額が22万円を超える場合には、22万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からウに規定する額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 (1) (略) (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>29万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～ウ (略) (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>53万5千円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア～ウ (略)

改正後	改正前
2・3 (略)	2・3 (略)

行田市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) (略) <u>(5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</u> <u>(6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。</u> (個人番号の利用範囲) 第3条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる執行機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は行田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う<u>特定個人番号利用事務</u>とする。 2 (略) 3 市長又は教育委員会は、<u>特定個人番号利用事務</u>を処理するために必要な限度で、<u>利用特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該利用特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。 4 (略)	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) (略) (個人番号の利用範囲) 第3条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる執行機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は行田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>とする。 2 (略) 3 市長又は教育委員会は、<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>を処理するために必要な限度で<u>同表の第4欄に掲げる特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。 4 (略)

行田市防災会議条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
(会長及び委員) 第3条 (略) 2～4 (略) 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。 (1) (略) (2) <u>陸上自衛隊の自衛官のうちから市長が任命する者</u> (3) (略) (4) (略) (5) (略) (6) (略) (7) (略) (8) (略) (9) (略) 6 前項の委員の定数は<u>37人</u>以内とし、その内訳は別に定める。 7 <u>第5項第8号及び第9号</u>に規定する委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。 8 (略)	(会長及び委員) 第3条 (略) 2～4 (略) 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。 (1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) (略) (6) (略) (7) (略) (8) (略) 6 前項の委員の定数は<u>36人</u>以内とし、その内訳は別に定める。 7 <u>第5項第7号及び第8号</u>に規定する委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。 8 (略)

行田市商工センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
(休館日) 第3条 (略) 2 市長は、前項の休館日のほか、商工センターの管理上必要があるときは、臨時に商工センターの休館日を定めることができる。	(休館日) 第3条 (略) 2 市長は、前項に規定する休館日のほか、商工センターの管理上必要があるときは、臨時に商工センターの休館日を定めることができる。
(使用料) 第8条 (略) 2 商工センターの施設等に係る使用料（附属設備に係る使用料を除く。）は、<u>別表</u>に定める。 3 (略)	(使用料) 第8条 (略) 2 商工センターの施設等に係る使用料（附属設備に係る使用料を除く。）は、<u>別表第1及び別表第2</u>に定める。 3 (略)
(使用料の還付) 第10条 市長は、既納の使用料を還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付する。 (1) (略) (2) 利用者の責めに帰することができない<u>事由</u>により、商工センターの施設等を利用することができないとき。 (3) (略)	(使用料の還付) 第10条 市長は、既納の使用料を還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付する。 (1) (略) (2) 利用者の責めに帰することができない<u>理由</u>により、商工センターの施設等を利用することができないとき。 (3) (略)
(利用条件の変更、利用の停止及び許可の取消し) 第12条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は商工センターの管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができ	(利用条件の変更、利用の停止及び許可の取消し) 第12条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は商工センターの管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができ

改正後	改正前
る。 (1) 第6条第2項の条件に違反したとき。 (2)・(3) (略) (4) 前条に規定する遵守事項又は指示に違反したとき。 (5) <u>不正</u>の手段によって利用の許可を受けたとき。 2 市は、利用者が、前項各号のいずれかに該当し、及び同項に規定する処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。 (損害賠償) 第14条 商工センターの利用者は、自己の責めに帰すべき事由により、その利用中に商工センターの施設若しくは設備を損傷し、又は商工センターの物品を亡失し、若しくは損傷したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。 (指定管理者による休館日等の変更) 第21条 指定管理者は、第3条第1項の休館日又は第4条に規定する利用時間を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。 (利用料金収入の帰属及び利用料金の額) 第23条 (略) 2 前項の場合において、指定管理者は、利用料金の額を別表に定める使用料の額（附属設備の利用料金については、規則で定める附属設備の使用料の額）の範囲内で定めることができる。この場合において、指定管	る。 (1) 第6条第2項の<u>規定による</u>条件に違反したとき。 (2)・(3) (略) (4) 前条の<u>規定による</u>遵守事項又は指示に違反したとき。 (5) <u>不正な</u>手段によって利用の許可を受けたとき。 2 市は、利用者が、前項各号のいずれかに<u>該当する理由により、同項の</u>処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。 (損害賠償) 第14条 商工センターの利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、その利用中に商工センターの施設若しくは設備を損傷し、又は商工センターの物品を亡失し、若しくは損傷したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。 (指定管理者による休館日等の変更) 第21条 指定管理者は、第3条第1項に規定する休館日又は第4条に規定する利用時間を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。 (利用料金収入の帰属及び利用料金の額) 第23条 (略) 2 前項の場合において、指定管理者は、利用料金の額を別表第1及び別表第2に定める使用料の額（附属設備の利用料金については、規則で定める附属設備の使用料の額）の範囲内で定めることができる。この場合

改正後	改正前																									
理者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。 (利用料金の返還) 第 2 6 条 指定管理者が収受した利用料金は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を返還する。 (1) (略) (2) 利用者の責めに帰することができない<u>事由</u>により、商工センターの施設等を利用することができないとき。 (3) (略)	において、指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。 (利用料金の返還) 第 2 6 条 指定管理者が収受した利用料金は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を返還する。 (1) (略) (2) 利用者の責めに帰することができない<u>理由</u>により、商工センターの施設等を利用することができないとき。 (3) (略) <u>別表第 1 (第 8 条関係)</u> <table><tr><th colspan="3">区分</th><th>使用料 (円)</th></tr><tr><td rowspan="8">ホール</td><td rowspan="4">平日</td><td>午前</td><td>11, 200</td></tr><tr><td>午後</td><td>14, 800</td></tr><tr><td>夜間</td><td>16, 300</td></tr><tr><td>1 日</td><td>33, 800</td></tr><tr><td>日曜日</td><td>午前</td><td>14, 400</td></tr><tr><td>土曜日</td><td>午後</td><td>19, 200</td></tr><tr><td rowspan="2">休日</td><td>夜間</td><td>21, 000</td></tr><tr><td>1 日</td><td>43, 600</td></tr></table>	区分			使用料 (円)	ホール	平日	午前	11, 200	午後	14, 800	夜間	16, 300	1 日	33, 800	日曜日	午前	14, 400	土曜日	午後	19, 200	休日	夜間	21, 000	1 日	43, 600
区分			使用料 (円)																							
ホール	平日	午前	11, 200																							
		午後	14, 800																							
		夜間	16, 300																							
		1 日	33, 800																							
	日曜日	午前	14, 400																							
	土曜日	午後	19, 200																							
	休日	夜間	21, 000																							
		1 日	43, 600																							

改正後	改正前			
	パブリックホール	午前	6,500	
		午後	8,600	
		夜間	9,400	
		1 日	19,600	
	<u>備考</u> 1 午前とは午前 9 時から正午まで、午後とは午後 1 時から午後 5 時まで、夜間とは午後 6 時から午後 9 時 3 0 分まで、1 日とは午前 9 時から午後 9 時 3 0 分までをいう。 2 利用時間には、当該利用の準備及び後片付けの時間を含む。 3 平日とは、月曜日から金曜日まで（次項に規定する休日を除く。）をいう。 4 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）第 3 条に規定する休日をいう。 5 ホール又はパブリックホールを準備又は練習のために利用する場合の使用料は、この表に規定する使用料の額に 1 0 0 分の 7 0 を乗じて得た額とする。 6 物品の展示及び販売を目的としてホール又はパブリックホールを利用する場合の使用料は、この表に規定する使用料の額に 1 0 0 分の 1 5 0 を乗じて得た額とする。ただし、営利を目的としない団体等が利用する場合は、この限りでない。 7 利用者の住所（個人にあってはその住所、法人、団体等にあつて			

改正後	改正前																
別表（第8条関係） <table> <tr> <th>施設の名称</th><th>使用料（1時間当たり）</th></tr> <tr> <td>ホール</td><td>円 3,200（ただし、1日利用の場合は、33,200円）</td></tr> <tr> <td>パブリックホール</td><td>1,800（ただし、1日利用の場合は、18,700円）</td></tr> <tr> <td>201会議室</td><td>370</td></tr> <tr> <td colspan="2">（略）</td></tr> </table> 備考（略） 1・2（略） <u>3</u> ホール又はパブリックホールを準備又は練習のために利用する場	施設の名称	使用料（1時間当たり）	ホール	円 3,200（ただし、1日利用の場合は、33,200円）	パブリックホール	1,800（ただし、1日利用の場合は、18,700円）	201会議室	370	（略）		はその所在地）が市外の場合の使用料は、この表に規定する使用料の額（前2項に該当する場合にあっては、それぞれ前2項の規定により計算して得た額）に100分の150を乗じて得た額とする。 <u>8</u> 施設等の利用について特別に電気、ガス又は水を使用した場合は、この表に規定する使用料のほかに、それぞれこれらの実費相当額を徴収する。 <u>9</u> 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。 別表第2（第8条関係） <table> <tr> <th>施設の名称</th><th>使用料（1時間当たり）</th></tr> <tr> <td>201会議室</td><td>円 370</td></tr> <tr> <td colspan="2">（略）</td></tr> </table> 備考（略） 1・2（略）	施設の名称	使用料（1時間当たり）	201会議室	円 370	（略）	
施設の名称	使用料（1時間当たり）																
ホール	円 3,200（ただし、1日利用の場合は、33,200円）																
パブリックホール	1,800（ただし、1日利用の場合は、18,700円）																
201会議室	370																
（略）																	
施設の名称	使用料（1時間当たり）																
201会議室	円 370																
（略）																	

改正後	改正前
<u>合の使用料は、この表に規定する使用料の額に１００分の７０を乗じて得た額とする。</u> <u>４</u> 物品の展示及び販売を目的として<u>施設</u>を利用する場合の使用料は、この表に規定する使用料の額に１００分の１５０を乗じて得た額とする。ただし、営利を目的としない団体等が利用する場合は、この限りでない。 <u>５</u> （略） <u>６</u> （略） <u>７</u> （略）	<u>３</u> 物品の展示及び販売を目的として<u>会議室又は研修室</u>を利用する場合の使用料は、この表に規定する使用料の額に１００分の１５０を乗じて得た額とする。ただし、営利を目的としない団体等が利用する場合は、この限りでない。 <u>４</u> （略） <u>５</u> （略） <u>６</u> （略）

行田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
(職員) 第 2 9 条 (略) 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に 1 を加えた数以上とする。 (1)・(2) (略) (3) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童 おおむね<u>1 5 人</u>につき 1 人（法第 6 条の 3 第 1 0 項第 2 号の規定により受け入れる場合に限る。次号において同じ。） (4) 満 4 歳以上の児童 おおむね<u>2 5 人</u>につき 1 人 3 (略) (職員) 第 3 1 条 (略) 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に 1 を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1)・(2) (略) (3) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童 おおむね<u>1 5 人</u>につき 1 人（法第 6 条の 3 第 1 0 項第 2 号の規定により受け入れる場合に限る。次号において同じ。） (4) 満 4 歳以上の児童 おおむね<u>2 5 人</u>につき 1 人 3 (略)	(職員) 第 2 9 条 (略) 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に 1 を加えた数以上とする。 (1)・(2) (略) (3) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童 おおむね<u>2 0 人</u>につき 1 人（法第 6 条の 3 第 1 0 項第 2 号の規定により受け入れる場合に限る。次号において同じ。） (4) 満 4 歳以上の児童 おおむね<u>3 0 人</u>につき 1 人 3 (略) (職員) 第 3 1 条 (略) 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に 1 を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1)・(2) (略) (3) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童 おおむね<u>2 0 人</u>につき 1 人（法第 6 条の 3 第 1 0 項第 2 号の規定により受け入れる場合に限る。次号において同じ。） (4) 満 4 歳以上の児童 おおむね<u>3 0 人</u>につき 1 人 3 (略)

改正後	改正前
(職員) 第44条 (略) 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることとはできない。 (1)・(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定により受け入れる場合に限る。次号において同じ。） (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 (略)	(職員) 第44条 (略) 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることとはできない。 (1)・(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定により受け入れる場合に限る。次号において同じ。） (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 (略)
(職員) 第47条 (略) 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1)・(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定により受け入れる場合に限る。次号において同じ。） (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 (略)	(職員) 第47条 (略) 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1)・(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定により受け入れる場合に限る。次号において同じ。） (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 (略)

行田市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
(水道技術管理者の資格) 第４条 法第１９条第３項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。 (1)～(4) (略) (5) <u>国土交通大臣及び環境大臣</u>の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者 (6) (略)	(水道技術管理者の資格) 第４条 法第１９条第３項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。 (1)～(4) (略) (5) <u>厚生労働大臣</u>の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者 (6) (略)

行田市産業文化会館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
(利用時間等) 第4条 (略) 2 ギャラリーの開館時間は、午前9時から午後4時30分までとする。 3 (略) (利用期間) 第5条 会館の施設を引き続いて利用できる期間は、5日とする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。 (利用の許可及び制限) 第6条 会館の施設を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。 2～4 (略)	(利用時間等) 第4条 (略) 2 ギャラリーの開館時間は、<u>次に掲げる日を除く毎日の午前9時から午後4時30分までとする。ただし、午後4時以降は、入館することができない。</u> (1) <u>火曜日。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。次号において「祝日法」という。）に規定する休日に当たるときを除く。</u> (2) <u>祝日法に規定する休日の翌日。ただし、土曜日又は日曜日に当たるときを除く。</u> (3) <u>前条第1項に規定する日</u> 3 (略) (利用期間) 第5条 会館の施設<u>(ギャラリーを除く。)</u>を引き続いて利用できる期間は、5日とする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。 (利用の許可及び制限) 第6条 会館の施設<u>(ギャラリーを除く。)</u>を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。 2～4 (略)

改正後	改正前
<u>5 ギャラリーは、物品の販売その他商行為では、利用することができない。</u> (使用料) 第8条 (略) 2 会館の施設に係る使用料(附属設備に係る使用料を除く。)は、別表第1及び別表第2に定める。 3 (略) (使用料の減額又は免除) 第9条 市長は、利用者が会館の施設及び附属設備を公用若しくは公共用又は公益を目的とする事業の用に供するため利用する場合で、必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。 (使用料の還付) 第10条 市長は、既納の使用料を還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付する。 (1) (略) (2) 利用者の責めに帰することができない理由により、会館の施設及び附属設備を利用することができないとき。 (3) (略) (入館料)	(使用料) 第8条 (略) 2 会館の施設<u>(ギャラリーを除く。)</u>に係る使用料(附属設備に係る使用料を除く。)は、別表第1及び別表第2に定める。 3 (略) (使用料の減額又は免除) 第9条 市長は、利用者が会館の施設<u>(ギャラリーを除く。)</u>及び附属設備を公用若しくは公共用又は公益を目的とする事業の用に供するため利用する場合で、必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。 (使用料の還付) 第10条 市長は、既納の使用料を還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付する。 (1) (略) (2) 利用者の責めに帰することができない理由により、会館の施設<u>(ギャラリーを除く。)</u>及び附属設備を利用することができないとき。 (3) (略) (入館料)

改正後	改正前								
第 1 1 条 ギャラリーに入館しようとする者（以下「入館者」という。）は、別表第 3 に定める入館料を市長に納付しなければならない。<u>ただし、第 8 条の規定により使用料が納付されたものを除く。</u> 2 （略） （利用料金収入の帰属等） 第 2 6 条 市長は、法第 2 4 4 条の 2 第 8 項の規定により、指定管理者に会館の施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）及びギャラリーの入館に係る料金（以下「入館料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。 2 ・ 3 （略） （利用料金等の減額又は免除） 第 2 8 条 指定管理者は、利用者が会館の施設及び附属設備を公用若しくは公共用又は公益を目的とする事業の用に供するため利用する場合で、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、利用料金を減額し、又は免除することができる。 2 （略） 別表第 2 （第 8 条関係） <table border="1"> <tr> <th>施設の名称</th><th>使用料 （1 時間当たり。ギャラリーを除く。）</th></tr> <tr> <td colspan="2">（略）</td></tr> </table>	施設の名称	使用料 （1 時間当たり。ギャラリーを除く。）	（略）		第 1 1 条 ギャラリーに入館しようとする者（以下「入館者」という。）は、別表第 3 に定める入館料を市長に納付しなければならない。 2 （略） （利用料金収入の帰属等） 第 2 6 条 市長は、法第 2 4 4 条の 2 第 8 項の規定により、指定管理者に会館の施設 <u>（ギャラリーを除く。）</u> の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）及びギャラリーの入館に係る料金（以下「入館料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。 2 ・ 3 （略） （利用料金等の減額又は免除） 第 2 8 条 指定管理者は、利用者が会館の施設 <u>（ギャラリーを除く。）</u> 及び附属設備を公用若しくは公共用又は公益を目的とする事業の用に供するため利用する場合で、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、利用料金を減額し、又は免除することができる。 2 （略） 別表第 2 （第 8 条関係） <table border="1"> <tr> <th>施設の名称</th><th>使用料（1 時間当たり）</th></tr> <tr> <td colspan="2">（略）</td></tr> </table>	施設の名称	使用料（1 時間当たり）	（略）	
施設の名称	使用料 （1 時間当たり。ギャラリーを除く。）								
（略）									
施設の名称	使用料（1 時間当たり）								
（略）									

改正後		改正前	
創作室	500	創作室	500
ギャラリー	5,240（1日当たり）		
備考（略）		備考（略）	